

## 事業者（雇用主）から従業者に支給金が支給されている場合

研修受講にあたり、事業者（雇用主）から支給金（※）が支給されている場合、補助金の計算等は次のようになります。

（※）：事業者（雇用主）が、研修費用の一部を補助する目的で従業者に支給する金銭

- ① 補助金（補助対象経費）額を算出し、受講料に対する事業者（雇用主）の負担割合と受講者（個人）の負担割合で按分した額が、それぞれの補助金額になります。  
具体的には、以下の計算例を参照してください。
- ② 事業者（雇用主）、受講者（個人）が、それぞれ必要な書類を揃えて補助金申請をする必要があります。（一方が申請しても、もう一方が申請しなければ、申請しなかった方には、補助金は交付されません。）
- ③ 事業者（雇用主）が支給金を支給している場合、事業者（雇用主）、受講者（個人）のそれぞれの補助金交付申請において、事業者（雇用主）が支給金を支払った対象者、時期、金額等が分かる資料を添付することが必要です。  
事業者（雇用主）は、受講者（個人）から当該資料の提供を求められた場合には、協力をしてください。

なお、事業者（雇用主）又は受講者個人が、研修受講料の一部又は全部について、国や他の地方公共団体等の制度や事業による助成等を受けている場合、本補助金は支給できません。

また、研修実施機関の研修費用が低廉な価格で設定されている場合、国の助成等が入っていることがあり、その場合も、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。国の助成等が入っている研修かどうかは、補助金申請前に研修実施機関にお問い合わせください。

**【例】受講料等が 135,000 円（消費税込）で、事業主（雇用主）が支給金 2 万円を支給する場合**  
補講代、振込手数料等は補助対象外です。ここでは 135,000 円のうち補講代を 5,000 円として例を示します。まず按分するもととなる補助金（補助対象経費）を出します。

$135,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 130,000 \text{ 円}$ 。 $130,000 \text{ 円}$ に対する補助金額  $= 130,000 \text{ 円} \times 1 / 2 = 65,000 \text{ 円}$   
上限が 50,000 円のため補助金（補助対象経費）は 50,000 円 となり、これを負担割合で按分します。

（1）事業者への補助金（事業者支援）

$50,000 \text{ 円} \times (20,000 \text{ 円} \div 130,000 \text{ 円}) = 7,690 \text{ 円}$ （十円未満切り捨て）

（2）受講者個人への補助金（受講者支援）

$50,000 \text{ 円} \times (110,000 \text{ 円} \div 130,000 \text{ 円}) = 42,300 \text{ 円}$ （十円未満切り捨て）

※受講者の負担は、 $130,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円}$ （事業者負担分） $= 110,000 \text{ 円}$

※ 事業主（雇用主）の支給金が、研修費用のうち、どれに対して支給されたか明確である場合は、負担割合の計算において勘案すること。

例えば、上記の例で、支給金 2 万円が補講代（5,000 円）と受講料（15,000 円）に対して支給されていることが明確である場合、補講代に充てられた支給金は負担割合の計算から除外。

（1）事業者への補助金（事業者支援）

$50,000 \text{ 円} \times (15,000 \text{ 円} \div 130,000 \text{ 円}) = 5,760 \text{ 円}$ （十円未満切り捨て）

（2）受講者個人への補助金（受講者支援）

$50,000 \text{ 円} \times (115,000 \text{ 円} \div 130,000 \text{ 円}) = 44,230 \text{ 円}$ （十円未満切り捨て）

※受講者の負担は、 $130,000 \text{ 円} - 15,000 \text{ 円}$ （事業者負担分） $= 115,000 \text{ 円}$